一般競争入札公告（令和８年度あまいちサイクリングマップ改訂・増刷業務委託）

次のとおり、一般競争入札に付する。なお、本広告は入札説明書を兼ねる。

令和８年（２０２６年）１１月２５日

VISITあまくさプロジェクト実行委員会　委員長　勝木　覚

１　競争入札に付する事項

⑴委託業務名

令和８年度あまいちサイクリングマップ改訂・増刷業務

⑵業務に係る入札・契約担当部局

ＶＩＳＩＴあまくさプロジェクト実行委員会事務局

（熊本県天草広域本部総務部総務振興課内）

担　　当：福永

住　　所：〒８６３-００１３　熊本県天草市今釜新町３５３０

電話番号：０９６９－２２－４２１４

E-mail ：fukunaga-m-dg@pref.kumamoto.lg.jp

⑶業務内容

別紙「令和８年度あまいちサイクリングマップ改訂・増刷業務委託仕様書」のとおり

⑷契約期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月１０日（水）まで

⑸募集事業者数

１事業者

⑹入札方式

紙入札

⑺入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。

２　参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

⑴次のいずれにも該当しないものであること。

①会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者。

②民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者。

⑵熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

⑶暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑷政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした団体ではないこと。

３　入札参加のための確認申請

⑴提出書類

この入札に参加を希望するものは、２⑴から⑷までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　暴力団関係者でない者の誓約書（様式２）

⑵提出方法

書面で⑶の提出期間内（必着）に郵送または持参、電子メールにより提出すること。

⑶提出期間

公告の日から令和８年（２０２６年）１２月１１日（金）午後５時まで

⑷提出先

１⑵の入札・契約担当部局

⑸確認の結果

入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書（様式３）により通知する。

４　入札手続等

⑴入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

１⑵の入札・契約担当部局において公告の日から令和８年（２０２６年）１２月２日（水）午後１２時００分まで受け付ける。

⑵入札の方法

（ア）　日時　令和８年（２０２６年）１２月１６日（水）午前１１時

（イ）　場所　１⑵の入札・契約担当部局

（ウ）　入札書の提出方法

入札書（様式４）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和８年（２０２６年）１２月１５日（火）午後５時（必着）までに１⑵の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１⑴の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書（内訳書を含む）を入れること。

⑶開札の方法及び日時等

開札は、入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に⑵（イ）の場所で行うものとする。

⑷落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則第８９条第１項の規定を準用し作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きを実施し、落札者を決定する。

⑸　入札の回数

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。なお、再入札の受付締切日時（開札の１時間後）までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

⑹無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札に参加する資格を有しない者のした入札

②委任状を提出しない代理人のした入札

③記名押印を欠く入札

④金額を訂正した入札

⑤誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥明らかに連合によると認められる入札

５　契約について

⑴契約書の作成の要否

要

⑵ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

⑶契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算出しない。）を経過した日

⑷契約保証金

契約をしようとする者は、準用する熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

⑸契約にあたっての留意事項

当該業務委託契約において、契約内容に個人情報の取扱いに係る別記特記事項がある旨留意すること。